

文化財保護

1 文化財展示

井手町文化財展示室

- (1) 開設 平成20年11月
- (2) 場所 自然休養村管理センター内（山背古道脇）
- (3) 展示内容
 - <1階展示室> 町内遺跡出土遺物展示、企画展示スペース
 - <2階展示室> 古文書、民俗資料展示
- (4) 開館時間 平日10時～17時（入場16時30分まで）
- (5) 入場無料



(1階展示室)



(2階展示室)

2 文化財発掘状況

(1) 井手寺跡

井手寺跡は、京都府綴喜郡井手町大字井手小字東高月、西高月、栢ノ木に所在する。井手寺は奈良時代天平期の聖武天皇治下で活躍した橘諸兄が創建した橘氏の氏寺と考えられている。しかしながら、その存在は知られているものの、具体的位置や、規模、伽藍配置などは不明のままであった。平成13年度、道路拡幅に伴い初めて本格的調査が実施され、15年度からの4ヶ年の確認調査開始で伽藍配置等が明らかにされつつある。

18年度は府道北側で礎石と雨落ち溝を良好に残す僧坊と推定される建物とさらに他の建物へと続く軒廊跡が出土した。19年度からは第2期調査として寺域の確認調査に移行し、北・西・南・東の順で順次調査を実施している。



(井手寺跡の石敷き<石畳>)



(僧坊推定建物跡)



(僧坊推定建物の礎石と雨落ち溝)

(2) 石橋瓦窯跡

石橋瓦窯跡は京都府綴喜郡井手町大字井手小字石橋、清水に所在する。井手寺跡の東約400mの玉川右岸の斜面地に、平成14年度の調査で2基の窯跡と灰原が発見された。その出土瓦の型式から、平城京大安寺に瓦を供給した窯跡であり、『大安寺伽藍縁起并流記資材帳』に記された「棚倉瓦屋」と位置付けられた。文献資料と発掘調査両面からその存在が確認される稀な結果となった。平成17年度、国の史跡指定（史跡大安寺旧境内附石橋瓦窯跡）がなされ、これにともない、遺跡の範囲内容確認調査を継続で実施している。



(石 橋 瓦 窯 跡)

3 土木工事等に伴う発掘の届け出について

井手町内の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等に伴う地下埋蔵物の発掘を行う場合は、下記別紙による届け出が必要となりますので、井手町教育委員会社会教育課まで届け出をしていただくようお願いします。なお、各様式はホームページよりダウンロードしていただいても結構です。

発掘の届け出様式

(様式2)

第 号
平成 年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

住 所
氏名等

印

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したい
ので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第93条第1項・
第94条第1項〕の規定により、別記1の事項について、関係書類を添付
し、別記2のとおり〔届出・通知〕します。

(別記1)

1. 土木工事等をしようとする土地の所在及び地番
2. 土木工事等をしようとする土地の面積
3. 土木工事等をしようとする土地の所有者の氏名又は名称及び住所
4. 土木工事等をしようとする土地に係る遺跡の種類、員数及び名称並びに現状
5. 当該土木工事等の目的、計画及び方法の概要
6. 当該土木工事等の主体となる者（当該土木工事等が請負契約等によりなされるときは、契約の両当事者）の氏名及び住所（法人その他の団体の場合は、その名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）
7. 当該土木工事等の施工担当者の氏名及び住所
8. 当該土木工事等の着手の予定時期
9. 当該土木工事等の終了の予定時期
10. その他参考となるべき事項

【添付書類】

1. 土木工事等をしようとする土地及びその付近の地図（1万分の1以上の精度で工事箇所が確認できるもの。A4版を基本とするもの）
2. 当該土木工事等の概要を示す書類及び図面（A4版を基本とするもの）

(別記2)

93条第1項 ・ 94条第1項 (○で囲むこと)

京都府処理欄	教委文 第 号の	平成 年 月 日	
1. 所在地			
2. 面積			
3. 土地所有者	氏名等：		
	住所：		
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()		
遺跡の名称		員 数	
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()		
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()		
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校 宅地造成 個人住宅 分譲住宅 共同住宅 兼用住宅 その他住宅 工場 店舗 その他建物 () 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス 電気 水道 下水道 電話通信 農業基盤 農業関係 土砂採取 その他開発 ()		
工事の概要			
6. 工事主体者	氏名等：		
	住所：		
7. 施工責任者	氏 名：		
	住所：		
8. 着手時期	平成 年 月 日	9. 終了時期	平成 年 月 日
10. 参考事項			
指 導 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()		
起 案	決 裁	発 送	引 継

[注意事項] ① 太線内は届出・通知者が記入。② 遺跡の種類・現状・時代及び調査目的欄は、該当項目を○で囲み該当項目のない場合は () 内に記入。

様式2

第 号
平成 年 月 日

京都府教育委員会教育長 様

住 所
氏名等

印

埋蔵文化財発掘の〔届出・通知〕について

周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等のための発掘を実施したい
ので、文化財保護法（昭和25年法律第214号）〔第93条第1項・
第94条第1項〕の規定により、別記1の事項について、関係書類を添付
し、別記2のとおり〔届出・通知〕します。

該当条項を○で囲む
通常は93条第1項と届出を○で囲む

正・副2部を提出願います。
提出後、町からの指導文書と、内容確定後に京都府からの文書が
送付されます。
立会い等の場合は事前に町教育委員会と協議し、担当者の立会
い日時を連絡調整願います。

(別記2)

93条第1項 ・ 94条第1項 (○で囲むこと)

京都府処理欄	教委文 第 号の	平成 年 月 日
1. 所在地	不明の場合はお尋ねください	
2. 面積		
3. 土地所有者	氏名等： 住所：	
4. 遺跡の種類	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 社寺跡 古墳 横穴墓 その他の墓 生産遺跡 その他の遺跡 ()	
遺跡の名称		員 数
遺跡の現状	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 その他 ()	
遺跡の時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他 ()	
5. 工事の目的	道路 鉄道 空港 河川 港湾 ダム 学校 宅地造成 個人住宅 分譲住宅 共同住宅 兼用住宅 その他住宅 工場 店舗 その他建物 () 土地区画整理 公園造成 ゴルフ場 観光開発 ガス 電気 水道 下水道 電話通信 農業基盤 農業関係 土砂採取 その他開発 ()	
工事の概要	建物の場合、木造、鉄骨、鉄筋及びその他の構造区分を記入し、その他の場合は()書きで具体的に記入 切土(最大)GL-cm、盛土最大-cm等を記入	
6. 工事主体者	氏名等： <u>法人等の場合全名称と代表役職・氏名を記入</u> 住所：	
7. 施工責任者	氏 名： <u>法人等の場合全名称と代表役職・氏名を記入</u> 住所：	
8. 着手時期	平成 年 月 日	9. 終了時期 平成 年 月 日
10. 参考事項		
指 導 事 項	発掘調査 工事立会 慎重工事 その他 ()	
起 案	決 裁	発 送 引 継

[注意事項] ① 太線内は届出・通知者が記入。② 遺跡の種類・現状・時代及び調査目的欄は、該当項目を○で囲み該当項目のない場合は()内に記入。